

感新企第 341 号  
福指第 202 号  
令和 4 年 11 月 11 日

高齢者施設・事業所 管理者 様  
障害者施設・事業所 管理者 様

静岡県感染症対策担当部長

## 新型コロナウイルス抗原定性検査キットの配布等について

日頃、本県の健康福祉行政へ御理解、御協力をいただき、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キットの配布等について、令和 4 年 10 月 14 日付け感新企第 309 号静岡県感染症対策担当部長通知にてお知らせしたところですが、貴施設・事業所からの申込に基づき、**抗原定性検査キットを配布します**ので、**従事者等に対する検査の実施**をお願いします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解と御協力をお願いします。

### 記

#### 1 目的

従事者の感染を早期発見することで、施設内の感染拡大を最小限に抑える。

#### 2 検査キットの配布数量

申込いただいた職員数×13 週×2 回分

※箱単位での配布になるため、数量が若干多い場合があります。

#### 3 定期的な検査実施について

今回配布した検査キットを活用し、以下のとおり**従事者に対して週 2 回の検査**を実施してください。

(1) 対象者：従事者（職種は問わない）

※兼務職員は、主たる勤務先などいずれかの施設・事業所で実施

(2) 検査方法：抗原定性検査

(3) 実施頻度：週 2 回（具体的な実施日時は施設・事業所で決定）

※施設内で感染者が発生した場合の濃厚接触者の検査にも使用可能

(4) 実施期間：令和 4 年 11 月 26 日（土）～令和 5 年 2 月 24 日（金）

※上記よりも早く検査キットが届く場合、期間前から開始していただいてもかまいません。

(5) その他：効率よく行うため、職員がキットを自宅に持ち帰り**出勤前に検査する方法も可能です**。

その他の留意点などは別紙 1，2 を参照してください。

#### 4 検査の実績報告

別紙3のとおり、検査を行った場合、必ず使用実績を報告してください。

実績報告がない施設には、検査キットの追加配布を行わない場合がありますので、必ず使用実績を報告してください。

#### 5 不足分の申請

検査の実施状況等により検査キットの不足が見込まれる場合は、以下のとおり申請してください。

(1) 申請様式：別紙4「抗原定性検査キット配布申請票」

(2) 申請方法：申請様式を、エクセル形式のままメールで送付

※FAX・郵送での申請は、受け付けません。

(3) メールアドレス：medi-askul@y-jimu.jp（県委託先事業者）

担 当：新型コロナ対策企画課  
電話番号：054-221-3761

# 抗原定性検査キット使用上の留意事項

令和4年 11 月

## 1 使用対象者

今回配布する抗原定性検査キットの使用対象者は、以下のとおりです。

分類	属性	対象者等	使用可否
(1) 定期検査	① 従事者	各施設等の従事者（週2回実施） ※職種は問わない。 兼務職員は、主たる勤務先で実施	○使用可
(2) 臨時検査	② 従事者等	・各施設等の従事者で、有症状の者 ・各施設等に頻繁に出入りする業者の従業員で、有症状の者	○使用可 ※体調によって、医療機関の受診を検討
	③ 従事者等 入所者等	施設・事業所内で感染者が発生した場合の濃厚接触者	○使用可
—	④ 従事者等	濃厚接触者となった場合の早期職場復帰のための検査	△原則不可 ※自施設で新型コロナウイルス感染症患者が療養中の場合のみ使用可
	⑤ 従事者等	感染者となった場合の自宅での隔離期間及び濃厚接触者となった場合の待機期間の終了後、職場復帰のための検査	×使用不可 ※陰性確認は不要。

## 2 検体採取のための体制等

- 検査の実施方法等をよく読み理解した上で、従事者本人が実施方法どおりに検査を行ってください。

※P3の「6 一般的な検査手順と留意点」を参照

- 検体採取時に医療従事者が立ち会う必要はありません。
- 検査は施設や事業所で実施する必要はなく、検査キットを自宅に持ち帰り、出勤前に各自で検査を実施する方法で問題ありません。

### 3 検査後の対応

判定結果	対 応
陽性（＋）	① 陽性判明者は帰宅・出勤停止し、施設管理者は、感染の拡大防止策を講じてください。 ② 64歳以下で基礎疾患がない陽性判明者は、自己検査・療養受付センターに登録し、所定の期間、療養をお願いします。 また、発症し症状が重いなどの場合は、医療機関の受診を検討してください。 ③ ②以外の陽性判明者は、医療機関を受診してください。
陰性（－）	① 偽陰性の可能性もあることから、症状が有る場合は、症状が快癒するまで自宅待機や医療機関の受診を促すなど、感染拡大防止措置を講じてください。 ② 感染の可能性がゼロであることを保証するものではないことを伝えるとともに、引き続き感染予防策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気）を徹底してください。

### 4 自己検査・療養受付センター

(1) 問い合わせ先（月曜日～日曜日 9:00～17:00）  
0120-800-874

(2) 登録方法  
以下の県ホームページから登録してください。  
<https://shizuoka-jikokensa.jp>



(3) 登録内容

登録内容	氏名、住所、生年月日、携帯電話番号、メールアドレス、検査をした日 等
添付する写真データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類（運転免許証、健康保険証 など）</li> <li>・検査キットの写真（検査結果、キットの品名・メーカーが分かるように）</li> </ul>

(4) 登録後の流れ

登録された情報を基に、県の医師が「陽性」と診断します。陽性診断後には、登録したメールアドレスにメールがとどきますので、その内容に従って療養してください。

### 5 抗原簡易キットの保管等

区 分	取 扱 い 方 法
保管方法	常温（2～30℃） ※ <u>高温になる場所には置かない</u> など、夏季の温度管理には注意
廃棄方法	廃棄に当たっての具体的な処理手順は、それぞれ製品の添付文書のうち、廃棄上の注意の項を参照し、廃棄物の回収事業者や各自治体に確認してください。 未使用の製品については、各自治体のゴミの分別にしたがって、一般ゴミとして処分してください。 なお、使用期限切れによる廃棄の場合も含め、廃棄の際に、県へ報告する必要はありません。

※保管費用及び廃棄に要する費用は、各施設において御負担願います。

## 6 一般的な検査手順と留意点

### <検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2 cm程度綿棒を挿入する
- ② 綿棒を鼻の内壁に沿わせて5回程度回転させる
- ③ 5秒程度静置し、引き抜く
- ④ 綿棒が十分湿っていることを確認する

※同居人等がいる場合は、検査を実施する人は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して実施します。

※他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

### <試料調製>

- ① 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す
- ② 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を10回程度回転させる
- ③ 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する
- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ 製品によってはそのまま一定時間静置する

### <試料滴下>

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15分～30分程度）、キットを静置する

### <結果の判定>

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、製品毎に異なります。  
指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、陽性であった場合と同様に取り扱ってください。

(1)キットの受領及び保管・利用に向けた準備

①検査に関する注意点、使い方等を確認

【参考:厚労省関連WEBサイト】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)

②常温(2~30℃)で保存

(2)キットを利用した検査の実施

有症状時は、症状等を踏まえ医療機関の受診を検討してください。



鼻腔ぬぐい液の採取であれば、被検者本人が採取することができます。

実際のキットの使い方については、「(メーカー名) 検査キット 使い方」でネット検索すると、動画で確認できます。

陽性

(3-1)陽性の者への対応

・自己検査・療養受付センターに登録、又は、医療機関を受診

64歳以下で基礎疾患等がない

はい

自己検査・療養受付センターに登録

静岡県 自己検査  で検索する。

かかりつけ医がいる

はい

かかりつけ医を受診する。

発熱等診療医療機関をさがす

いいえ

静岡県 発熱  で検索する。

県HPで、地域ごとに受診できる医療機関を公表。  
<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/ncov-hatsunetsu.html>

◎それでも受診できる医療機関が見つからない場合…

静岡県発熱等受診相談センターへ問い合わせる。  
【静岡市にお住まいの方】054-249-2221  
【浜松市にお住まいの方】0120-368-567  
【上記以外の市町にお住まいの方】  
・平日8:30~17:15 050-5371-0561 または 050-5371-0562  
・上記以外(土日祝含む) 050-5371-0561

陰性

(3-2)陰性の者への対応

・偽陰性の可能性もあることから、帰宅・療養・受診を促す。  
・症状が快癒するまで、自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる

## ●対象期間、報告期限

- 対象期間：毎週土曜日～金曜日
- 報告期限：翌週月曜日の午後2時まで
- 報告頻度：定期検査は週1回（2回分まとめて報告）、臨時検査は検査を実施した週（例）11/26（土）～12/2（金）分を12/5（月）午後2時までに報告

## ●報告事項

- 施設情報（連絡先メールアドレス、所在市町、施設種類、事業所番号、電話番号）
- 先週の土曜日～金曜日のキット使用実績（使用個数、判明した陽性者数）等

## ●報告方法

(1) 以下URLまたはQRコードから回答ページへアクセスする。

URL：<https://forms.gle/prB1Vo8QsLy4PEyQ7>



(2) 案内にしたがって回答する。

(注)

- 回答期限（毎週月曜午後2時）後の修正は絶対に行わないでください。万が一修正を要する場合は、下記担当あてに電話連絡をお願いします。
- 週1回の報告をお願いすることになりますが、集計の都合上、施設情報はキット申込時と同じ内容かつ毎回同じ内容で回答してください。（特に施設名は、必ず申込時と同じ名称とするよう注意してください）
- 回答は1施設・1サービスごとにお願いします。申込時同様、併設施設がある場合や1法人で複数施設を所管している場合等においては、1回にまとめて回答せず、各期間ごと、それぞれの施設名・サービス名に分けて回答をお願いします。

## ●目的

- 定期検査の実施状況の確認、国への報告
- 各施設の検査キット在庫管理

<担当者連絡先> 回答について御不明点等ございましたらお問合せください

静岡県 健康福祉部 新型コロナ対策企画課 簾内（すのうち）  
Tel：054-221-3761

臨時検査又は早期復帰検査の実施により検査キットの不足が見込まれる場合等は、本用紙により申請してください。

高齢者・障害者施設用

## 抗原定性検査キット配布申請票

### 申請方法

提出先: medi-askul@y-jimu.jp

- 提出方法:
- メールにてエクセル形式のまま送付してください。  
PDF形式：不可、FAX：不可
  - この申請書は自動システムで取り込みを行います。
  - エクセル形式以外では正しく申請を受け付けることができません。

注意事項: ・メールのタイトルを「抗原定性検査キット配布申請」としてください。本文は空欄で構いません。

### 注意事項

- 本票で配布する抗原定性検査キットは、臨時検査・早期復帰検査の実施により、今後の定期検査分が不足することが見込まれる場合等に配布するものです。
- 本票で配布するキットは1箱10回分です。(実際に配布する1箱あたりの数量は変更になる場合があります。)

### 記入箇所

	施設区分	電話番号 ※ハイフン無し	事業所番号 ※無い場合は空欄	施設名	数量 (5箱まで)
(記入例)	特別養護老人ホーム	0343305380	2212345678	特別養護老人ホーム明日来	1(箱)
(記入欄)					
	郵便番号	住所		申請担当者氏名	
(記入例)	420-8601	静岡市葵区追手町9-6		静岡 太郎	
(記入欄)					

問い合わせ先 : 静岡県新型コロナ対策企画課企画調整班  
電話番号 : 054-221-3761